

令和 8 年 1 月 23 日

まちづくり委員会資料

陳情第 143 号 中原区木月 4 丁目 8 の丁字路付近に位置する電信柱
の早急な移設に関する陳情

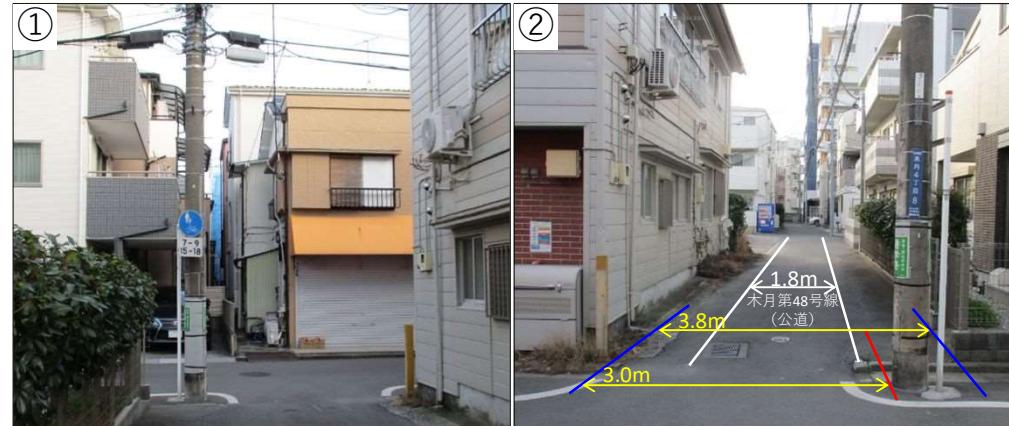
建設緑政局

陳情第143号 中原区木月4丁目8の丁字路付近に位置する電信柱の早急な移設に関する陳情

1. 案内図・道水路台帳平面図



2. 写真



3. 電柱の交通への影響

(1) 緊急車両への影響

木月第48号線は通り抜けが困難なため、当該電柱の位置にかかわらず、消防車・救急車を綱島街道や木月4丁目商店街に停車させて現場へ向かうことが想定されている。

(2) 一般車両への影響

当該道路を含む一帯は、朝・夕の時間帯における自動車の通行が規制されており、自動車の通行量は多くない。

＜参考：交通量調査結果＞

進路	時間帯	6～7時	11～12時	18～19時
A		0台	1台	1台
B		0台	1台	2台
C		0台	2台	3台
D		3台	3台	4台

※ 車両の交通量は、令和3年10月26日（金）と令和3年11月3日（木）に行なった調査結果の平均値

※ 表内の交通量は、令和7年12月26日（金）及び令和8年1月8日（木）に行った調査結果の平均値

4. 電柱の移設要望に係る経過

令和3年度に、道路公園センターが当該電柱の移設を求めるよう要望を受けた際に検討した次の移設案については、どちらも隣接家屋所有者の同意が必要であり、交渉を継続してきているものの、現在まで同意を得られていない。

- ・(移設案1) 北側に移設させる案
(主な課題) 隣接家屋の庭を架空線が横切ること及びより車幅が広い車両の通行が増える可能性があることについて、近隣住民の理解を得ること
 - ・(移設案2) 南側（道路の反対側）に移設させる案
(主な課題) 1本のみ当該路線の反対側に建柱することについて、近隣住民が難色を示していること

陳情第143号 中原区木月4丁目8の丁字路付近に位置する電信柱の早急な移設に関する陳情

5. 関係法令等

(1) 道路法関係規定（抜粋）

（道路管理者等の監督処分）

第71条

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する处分をし、又は措置※を命ずることができる。

（1）道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合

（3）前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

※ 「前項に規定する处分又は措置」：許可の取消し、その条件の変更、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却等をいう。

（監督処分に伴う損失の補償等）

第72条 道路管理者は、・・・第32条第1項・・・の規定による・・・許可※を受けた者が前条第2項第2号又は第3号の規定による処分によって通常受けるべき損失を補償しなければならない。

※ 「第32条第1項の規定による許可」：道路占用許可をいう。

(2) 電柱の道路占用許可に係る留意事項について

電柱の道路占用許可に係る留意事項について

（平成23年3月18日22川建路第773号各区長宛て建設総務局長通知）

標記の件については、平成19年・・にて通知したところですが、先般、まちづくり委員会において、電柱の移設位置に係る案件について陳情審査が行われ、改めて近隣住民間で紛争となる可能性がある案件については、道路管理者の対応を徹底すべき旨の意見がありました。

つきましては、次の点に留意のうえ、対応いただきますようお願いします。

- 1 電柱の設置にあたり、近隣住民間で紛争となる可能性がある案件については、占用企業者に対して、近隣住民の同意を得ることを、また、仮に完全に同意が得られないとしても最善を尽くし、理解が得られる方向性を十分検討することを、指導すること。
- 2 近隣住民から直接陳情や相談が寄せられた場合は、初期対応に留意し、陳情等の内容を正確に把握した上で、占用企業者と調整すること。
- 3 道路管理者としても、出入の支障の有無等、現地の状況を把握しておくこと。
- 4 処理経過を、陳情処理簿に記録しておくこと。

6. 本市の見解

市は、当該電柱が交通に支障を生じさせているとの要望を受けて、移設に向けた近隣住民との合意形成に努めてきたが、今まで合意は得られていない。周辺の道路や交通の状況等を鑑みると、当該電柱が交通に著しい支障を生じさせているとまではいえないことから、老朽化に伴う電柱の建替えの機を捉えて交渉を行う等、引き続き、住民合意の形成に努める。

(3) 道路法71条2項2号に基づく電柱移設事務フローについて

